

請負契約書

株式会社〇〇〇〇(以下「甲」という)と株式会社△△△△(以下「乙」という)は、次の業務の請負について、以下のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

業務の内容	会社案内パンフレット(A4・8 ページ)のデザイン・制作
成果物	印刷用データ(PDF・ai 形式)一式
納期	20XX 年〇月〇日
納品場所・方法	甲の指定するメールアドレスへのデータ送付
請負代金	金 440,000 円(うち消費税等 40,000 円)
支払方法	納品・検収の月末締め、翌月末までに乙の指定口座へ振込(振込手数料は甲の負担)

第 1 条(目的)

乙は、上の表に定める業務(以下「本業務」という)を完成させて成果物を甲に納品し、甲はその対価として請負代金を支払う。

第 2 条(再委託)

乙は、甲の書面による承諾なく、本業務の全部または一部を第三者に請け負わせてはならない。

第 3 条(仕様の変更)

甲が本業務の内容の変更を求めるときは、甲乙が協議のうえ、請負代金と納期を変更する。

第 4 条(検収)

甲は、成果物を受け取った日から〇日以内に検査を行い、その結果を乙に通知する。期間内に通知がないときは、検査に合格したものとみなす。

検査に合格しなかったときは、乙は、甲と協議した期限までに修正して、あらためて納品する。

第 5 条(所有権・著作権)

成果物の所有権は、検収が完了した時に乙から甲に移る。

成果物の著作権(著作権法第 27 条・第 28 条の権利を含む)は、請負代金の支払いが完了した時に乙から甲に移る。乙は、甲に対して著作者人格権を行使しない。

第 6 条(契約不適合責任)

検収のあと、成果物が本契約の内容に適合しないことがわかったときは、甲は乙に対し、修補または代金の減額を求めることができる。ただし、甲は、契約不適合を知った時から 1 年以内に乙に通知しなければならない。

第 7 条(秘密保持)

甲および乙は、本業務を通じて知った相手方の秘密情報を、相手方の承諾なく第三者に開示せず、本業務以外の目的に使用しない。本契約の終了後も同様とする。

第 8 条(契約の解除)

甲または乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても改めないときは、本契約を解除することができる。

第 9 条(損害賠償)

甲または乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

第 10 条(協議・管轄)

本契約に定めのない事項は、甲乙が誠意をもって協議して解決する。本契約に関する紛争は、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

20XX 年〇月〇日

甲(注文者)

乙(請負者)

住所

住所

氏名・会社名

氏名・会社名

印

印